



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年4月18日火曜日 第400号

◇ 目 次 ◇

特別保護地区の指定案の縦覧(2件).....	(自然保護課) ...	526
特別保護地区の指定に関する公聴会の開催(2件).....	(") ...	527
指定自立支援医療機関の指定.....	(健康増進課) ...	527
指定自立支援医療機関の所在地の変更.....	(") ...	528
指定自立支援医療機関の辞退.....	(") ...	528
指定自立支援医療機関の指定(2件).....	(障がい福祉課) ...	528
指定自立支援医療機関の辞退.....	(") ...	528
土地改良事業の工事完了の届出.....	(農地整備課) ...	528
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課) ...	528
包括外部監査契約の締結.....	(監査事務局) ...	529

公 告

えひめこどもの城自動運転電動カート整備業務の委託..... (男女参画・子育て支援課) ... 529

選挙管理委員会告示

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体..... (選挙管理委員会) ... 531

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第444号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び東予地方局農林水産振興部森林林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村時広

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

黒瀬ダム鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここからえん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋を経て、更に同市道をほぼ西ないし南西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川を上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り、県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北西に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

黒瀬ダム鳥獣保護区のうち、多くのカモ類を含む水鳥が生息

する湖水面を中心に、特別保護地区に指定し、当該地域に生息している鳥類の生息環境を保全する。

特に、当該区域の湖水面は、トモエガモ(絶滅危惧類)が渡来する県内の主要な水面であるため、存続期間内のカモ類の越冬時期(10月1日から3月31日)を特別保護指定区域として指定し、動力船の使用や野外レクリエーションなどの行為規制を行う。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県民環境部環境局自然保護課
東予地方局農林水産振興部森林林業課

○愛媛県告示第445号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県民環境部環境局自然保護課及び南予地方局農林水産振興部森林林業課において告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村時広

1 指定しようとする特別保護地区

(1) 名称

滑床成川鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

宇和島市所在の国有林2061林班ほ小班、2062林班中は及びにの各小班、2063林班中と、ち及びぬの各小班、2064林班と小班、2065林班中い、ろ、ほ及びへの各小班、2066林班ろ小班、2067林班ろ小班、2068林班ろ小班並びに2069から2071までの各林班の区域

(3) 存続期間

令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

滑床成川鳥獣保護区のうち、滑床渓谷周囲の特に良好な鳥獣の生息環境となっている区域について特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

また、滑床渓谷周辺の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に当該特別保護地区の保護に関する指針の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課
南予地方局農林水産振興部森林林業課

○愛媛県告示第446号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 日時 令和5年5月17日（水）午前10時
- 2 場所 西条市喜多川796-1
東予地方局7階中会議室
- 3 案件 次の特別保護地区の指定

(1) 名称

黒瀬ダム鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

西条市黒瀬の黒瀬ダムえん堤北端を起点とし、ここから同えん堤を南に進み、市道大保木5号線に出て、同市道を西ないし南東に進み、雨乞谷橋を経て、更に同市道をほぼ西ないし南西に進み、柳瀬橋南端に至る。ここから同ダムの満水時の貯水線に沿って、加茂川を上流に進み、同貯水線南端で同川を横切り、県道西条久万線に出て、同県道をほぼ北西に進み、上の原を経て、更に同県道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

令和5年11月1日から
令和15年10月31日まで

4 その他

公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。
東予地方局農林水産振興部森林林業課
（電話 0898-68-7438）

○愛媛県告示第447号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第6項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村時広

- 1 日時 令和5年5月31日（水）午前11時
- 2 場所 宇和島市天神町7-1
南予地方局7階第1会議室
- 3 案件 次の特別保護地区の指定

(1) 名称

滑床成川鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

宇和島市所在の国有林2061林班ほ小班、2062林班中は及びにの各小班、2063林班中と、ち及びぬの各小班、2064林班と小班、2065林班中い、ろ、ほ及びへの各小班、2066林班ろ小班、2067林班ろ小班、2068林班ろ小班並びに2069から2071までの各林班の区域

(3) 存続期間

令和5年11月1日から
令和15年10月31日まで

4 その他

公聴会開催に関する問合せ先は、次のとおり。
南予地方局農林水産振興部森林林業課
（電話 0895-22-3163）

○愛媛県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
レデイ薬局森松店	松山市森松町976番地4	株式会社レデイ薬局	松山市南江戸四丁目3番37号	代表取締役 白石明生	精神通院医療（薬局）	令和5年3月26日
ハッピー薬局三番町店	松山市三番町四丁目3番地11	株式会社ハッピーファーマシー	松山市東垣生町497番地	代表取締役 新野和幸	精神通院医療（薬局）	令和5年4月1日
ふきあげ薬局	今治市黄金町三丁目4番5号	有限会社ヒアサ薬局	今治市広紹寺町二丁目3番1号	代表取締役 日浅良	精神通院医療（薬局）	令和5年4月1日

○愛媛県告示第449号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地		担当する医療の種類	変更年月日
	変更前	変更後		
訪問看護ステーション 愛音	松山市中村一丁目1-28 カーサヴィアンカ兼久203号	松山市中村一丁目3-35 カーサ衣舞101号	精神通院医療	令和5年3月1日

○愛媛県告示第450号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の届出があった。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村時広

名称	辞退に係る医療の種類	辞退年月日
エビスヤ薬局	精神通院医療	令和5年5月31日

○愛媛県告示第451号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ふきあげ薬局	今治市黄金町3丁目4番5号	有限会社 ヒアサ薬局	今治市広紹寺町2丁目3番1号	代表取締役 日浅 良	薬局（育成医療・更生医療）	令和5年4月1日

○愛媛県告示第452号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地		
株式会社ソラモア	新居浜市中萩町11番11-123号	代表取締役 佐々木 宏 樹	訪問看護ステーション トラスト	新居浜市西の土居町2丁目13-43 新築ビル2階	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和5年4月1日
ばりなす合同会社	今治市中寺771番地2	代表社員 大河内 典 子	訪問看護ステーション ばりなす	今治市東門町5丁目13番地63号	訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和5年4月1日

○愛媛県告示第453号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の辞退の届出があった。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村時広

名称	辞退に係る医療の種類	辞退年月日
エビスヤ薬局	薬局（育成医療・更生医療）	令和5年5月31日

○愛媛県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	岸 博文	四国中央市土居町天満2531番地
"	深川 之夫	四国中央市土居町上野648番地

○愛媛県告示第454号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村時広

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	岸 高 幸	四国中央市土居町天満2047番地 2
"	真 鍋 久 繁	四国中央市土居町上野3698番地

○愛媛県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	相原 勉	東温市吉久203番地
"	加藤 章	東温市樋口244番地
"	束村 雅則	東温市南野田271番地
"	家久 英雄	松山市南梅本町756番地
"	河本 達也	松山市南高井町1633番地
"	北村 健市	松山市天山 1丁目 7番10号
"	仙波 勝博	松山市福音寺町513番地の第1
"	大西 良和	松山市枝松 5丁目 8番25号
"	三好 諭	松山市東野 2丁目 11番 3号
"	梅岡 伸一郎	松山市上市 2丁目 4番27号
"	西山 昭広	松山市祝谷町 1丁目 6番23号
"	友澤 光則	松山市小栗 5丁目 9番20号
"	一色 覚	松山市南斎院町879番地の 3
"	森 俊一	松山市余戸中 5丁目 1番 3号
"	藤崎 温	松山市東垣生町579番地
"	高市 正志	東温市上村甲186番地
"	三好 晶一	松山市小村町296番地第 2
"	古谷 修蔵	伊予郡松前町大字永田101番地 1
"	福島 清繁	伊予郡松前町大字西古泉76番地
"	相原 茂	伊予郡砥部町拾町203番地
"	城石 好博	伊予市下三谷1561番地 1
"	北橋 豊作	伊予市稲荷251番地の 2
"	野志 克仁	松山市安城寺町155番地 8
"	武智 邦典	伊予市宮下1830番地
"	岡本 靖	伊予郡松前町大字北川原728番地 3
"	佐川 秀紀	伊予郡砥部町万年610番地
"	久枝 司	新居浜市大生院2036番地 1
"	大野 英子	東温市松瀬川甲1165番地35
監事	池川 和裕	東温市見奈良336番地 1
"	仙波 隆一	松山市平井町3031番地 1
"	森野 英紀	伊予市八倉785番地
"	高魚 貞利	松山市北井門 1丁目 4番 5号

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	渡部 東吾	東温市南方2482番地
"	加藤 章	東温市樋口244番地

"	池川 和裕	東温市見奈良336番地 1
"	家久 英雄	松山市南梅本町756番地
"	河本 兼弘	松山市南高井町851番地
"	北村 健市	松山市天山 1丁目 7番10号
"	仙波 正彦	松山市北久米町441番地
"	大西 良和	松山市枝松 5丁目 8番25号
"	廣本 在久	松山市東野 2丁目 11番37号
"	梅岡 伸一郎	松山市上市 2丁目 4番27号
"	西山 昭広	松山市祝谷町 1丁目 6番23号
"	友澤 光則	松山市小栗 5丁目 9番20号
"	横田 祐享	松山市山西町540番地
"	松岡 武司	松山市余戸南 6丁目 4番21号
"	藤村 恒味	松山市西垣生町1064番地 2
"	植杉 房夫	東温市下林甲2466番地
"	三好 晶一	松山市小村町296番地第 2
"	佐伯 和雄	伊予郡松前町大字鶴吉343番地
"	相原 茂	伊予郡砥部町拾町203番地
"	城石 好博	伊予市下三谷1561番地 1
"	稲石 吉廣	伊予市上吾川1089番地 4
"	野志 克仁	松山市安城寺町155番地 8
"	武智 邦典	伊予市宮下1830番地
"	岡本 靖	伊予郡松前町大字北川原728番地 3
"	佐川 秀紀	伊予郡砥部町万年610番地
"	白石 勝也	伊予郡松前町大字南黒田606番地
"	末永 洋一	松山市柳原224番地
監事	大北 直	東温市牛淵574番地
"	永田 哲	松山市水泥町1111番地
"	筒井 隆夫	伊予市宮下86番地の 2
"	高魚 貞利	松山市北井門 1丁目 4番 5号

○愛媛県告示第457号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村 時 広

- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
木本 敦
松山市東野一丁目 2番55号
- 包括外部監査契約の期間の始期
令和5年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法
 - 費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
 - 費用の支払方法
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

公 告

○公 告

次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和5年4月18日

愛媛県知事 中村 時広

1 業務概要

(1) 業務名

えひめこどもの城自動運転電動カート整備業務

(2) 業務内容

えひめこどもの城自動運転電動カート整備業務委託公募型プロポーザル手続等に関する説明書（以下「説明書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

2 参加資格及び評価項目

(1) 企画提案書の提出者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 参加表明書の受領の期限の日から企画提案書の受領の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

エ 企画提案書の受領の期限の前日6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは当該暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（アに該当する者を除く。）。

(2) 企画提案書を特定するための評価項目

ア 実施体制等

本業務の実施に必要な体制、1で示した業務と同種若しくは類似の業務の受注又は運営若しくは参画の実績、确实かつ効果的なスケジュール

イ 走行ルート

利便性や安全性への配慮、安全設備の配置、利便性に資する乗降場

ウ 導入カート

効率的な運営に必要なカートの機能や台数、利用促進に寄与するデザイン、安全及び利便性に配慮した装備

エ 整備後の運営に係る配慮

効率的な運行・管理、ランニングコスト

オ 追加提案

追加提案の実現性及び有効性

カ 見積金額

計上費用の妥当性

3 手続等

(1) 担当部局

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
男女参画・子育て支援課子ども健全育成グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2448

(2) 説明書の交付の期間、場所及び方法

ア 期間

令和5年4月18日（火）から5月2日（火）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

無料にて交付する。

(3) 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和5年5月2日（火）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

(4) 企画提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

ア 期限

令和5年5月29日（月）午後5時15分

イ 場所

(1)に掲げる場所

ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
男女参画・子育て支援課子ども健全育成グループ
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 (089)912 2448

(4) その他

詳細は、説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Self driving electric powered golf carts at the Ehime Children's Playground, 1 system

- (2) Time limit to express interests: 5:15 p.m., 2 May 2023
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m., 29 May 2023
- (3) For further inquiries relating to the proposal, please contact: Child Healthy Upbringing Group, Gender Equality

and Child Care Support Division, Lifelong Support Promotion Subdepartment, Health and Welfare Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2448

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第42号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和5年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和5年4月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地
	代表者	会計責任者	
太田嘉一後援会	太田 嘉一	太田 千陽子	新居浜市中須賀町二丁目7-15
高橋たもつ後援会	高橋 保	高橋 保	西条市大町1583-3
村田よしの後援会	村田 佳乃	村田 佳乃	松山市南吉田町1872-2